

刈谷市認可外保育施設利用料補助金について（御案内）

認可外保育施設に児童を預け、下記の条件に該当する方を対象として市町村民税の課税状況等に応じて利用料の補助を行いますので、該当する保護者の方は下記により申請してください。

記

1 対象児童

刈谷市内に住んでおり、下記のすべての条件に該当する場合が対象となります。

- (1) 当該年度の4月1日現在の満年齢が3歳に満たないこと
- (2) 当該年度の認可保育園の入園申込みまたは入所相談記録書を記入し、利用月時点で入園基準を満たし待機しており、裏面の「保育を必要とする事由」に該当する児童であること
- (3) 児童の保護者が対象施設と月ぎめ契約をし、利用料を支払っていること
- (4) 幼児教育・保育の無償化の対象となる、市町村民税非課税世帯でないこと
(市外からの転入者は、4(4)の表を参照)

2 対象施設

(令和6年4月1日現在)

施設名	所在地	電話番号
みとはな保育園	恩田町 2-163-9	0566-25-0708
Baby Step 保育園刈谷中央園	広小路 2-54	0566-24-7022
保育所ミルキィランドたかす園	高須町 2-18-3	0566-91-5858
保育所JONARサリー	東刈谷町 2-5-19	0566-26-7169
JONインターナショナルプリスクール	〃	0566-25-3237
リーベガーデン	半城土西町 2-2-10 ヴィラよさみ 1階	0566-57-1254
i Kids Star 名鉄刈谷	桜町 1-39 エストリオ刈谷 1階	0566-23-5200

3 補助金上限額

世帯（父・母）の市町村民税の課税状況等により決定します。詳しくは右の「認可外保育施設利用料補助金基準額表」を参照してください。補助金上限額が0円の場合もあります。

4 提出書類

- (1) 刈谷市認可外保育施設利用料補助金交付申請書
- (2) 口座振替申出書
- (3) 認可外保育施設利用料補助金実績報告書兼請求書※
※交付決定後は利用月の翌月10日（10日が閉庁日の場合はその翌開庁日）までに提出
- (4) 【転入者（以下の表に該当する場合）のみ】課税証明書（父母等とも必要）

利用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
提出書類	前年度（前々年分）市町村民税課税証明書					当該年度（前年分）市町村民税課税証明書						
対象者	前々年度の1月2日以後に本市へ転入した方					前年度の1月2日以後に本市へ転入した方						

- (5) その他（状況に応じて必要書類がある場合のみ）

5 申請期限

補助を受けようとする月の末日まで（土日祝日の場合はその翌日）

※施設を継続して利用する場合も、毎年度単位での申請及び認可保育園の入園申込みが必要です。

6 補助上限額の通知及び補助金の交付方法

刈谷市認可外保育施設利用料補助金交付決定通知書により通知します。補助金は毎月利用月の翌々の末日までに、指定の金融機関の口座へ振り込みます。

認可外保育施設利用料補助金基準額表

階層区分		補助金上限額（月額）	
区分	定義	小学校就学の始期に達するまでの児童のうち最年長者	小学校就学の始期に達するまでの児童のうち2番目の年長者
C 1	保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者についての保育のあった月の属する年度（保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第21条で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額（以下「市町村民税所得割合算額」という。）が48,600円未満である世帯	円 28,000	円 32,000
C 2	市町村民税所得割合算額が48,600円以上62,000円未満である世帯	21,000	28,000
C 3	市町村民税所得割合算額が62,000円以上71,500円未満である世帯	21,000	28,000
C 4	市町村民税所得割合算額が71,500円以上110,000円未満である世帯	16,000	26,000
C 5	市町村民税所得割合算額が110,000円以上140,000円未満である世帯	9,000	20,000
C 6	市町村民税所得割合算額が140,000円以上165,000円未満である世帯	0	15,000
C 7	市町村民税所得割合算額が165,000円以上205,000円未満である世帯	0	15,000
C 8	市町村民税所得割合算額が205,000円以上335,000円未満である世帯	0	10,000
C 9	市町村民税所得割合算額が335,000円以上である世帯	0	10,000

- ・「18歳未満の児童で数えて3番目以降」である場合は、36,000円です。
- ・父母の市町村民税の課税状況をもとに決定します。父母のいずれも市町村民税が非課税で、祖父母同居の場合は、祖父母のうちいずれか税額の多い方の税額により決定します。
- ・補助金上限額の算出に使用する市町村民税の賦課年度は施設の利用月により異なります。4月～8月に申請いただいた場合、9月以降の補助金上限額（月額）算定結果を再度10月に通知します。

利用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市町村民税	前年度（前々年分）市町村民税					当該年度（前年分）市町村民税						

- ・補助金額は、補助金上限額と実際に支払った月ぎめ利用料のいずれか少ない額です。
- ・補助の対象となる利用料は、認可外保育施設の月ぎめ利用料で、延長利用料、昼食代その他の費用は含みません。

（連絡先 刈谷市役所次世代育成部子ども課施設係 電話 0566-62-1014）

※掲載内容は令和6年4月1日現在のものです。変更になる可能性があります。

保育を必要とする事由			
就労	居宅内・外で労働をしているため、その児童の保育が必要とされる場合	外 自 営 勤 居 宅 内 労 働	実働月 90 時間以上仕事をしている場合
		農 業	就労時間は外勤に準ずる。1 年間を通じて仕事に従事しており、耕作面積が稲作に換算して 10 a 以上である場合
妊娠 出産	妊娠中または出産後間がない場合	出産予定月の 2 か月前の 1 日から出産月の 2 か月後の末日までの期間にある場合（出産後の経過が思わしくない場合は治るまで）	
障害 疾病	保護者自身の病気、負傷または心身に障害がある場合	医師の診断書または障害者手帳等により、保育ができないと認められる程度の病気、または心身に障害があると認められる場合	
介護 等	長期に病気または心身に障害がある同居家族を常時看護している場合	常時、付き添っての看護に従事している場合 （入院患者の看護、身障者の通院・機能回復訓練等）	
災害 復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたる場合	災害により児童の居宅を失い、または破損した場合にその復旧のため保育できない場合	
就学	保護者が就学している場合	月 90 時間以上の就学をしている場合	
求職 活動	保護者が求職活動をする場合	交付決定月の初日から 2 か月以内※に就労を開始すること ※交付決定月から 3 か月目以降は対象外	
その他		上記以外で明らかに保育が必要とされる状態にある場合（DV 等）	